

1 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

(1) 趣旨

被災三県においては、復興事業等の実施に伴って一部の建設資材の需給状況がひっ迫しつつあり、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために遠隔地から調達せざるを得ないことが想定される。

このため、被災三県においては、復興事業など地域内の工事を円滑に実施するために、工事実施段階において、当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

(2) 対象工事

ア 被災三県において、平成 24 年 7 月 7 日以降に、入札契約手続きを開始する工事

イ 被災三県において、平成 24 年 7 月 6 日時点で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

(3) 設計変更の対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用を対象とする。なお、ここでいう「地域」とは、東北農政局が公表している「設計材料単価調査表」の調査対象地域及び地区範囲で定義する「地区」とし、「所在地」とは「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」（最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農振第 2532 号）の別紙で定義する「運搬基地」とする。

(4) 主な手続き

ア (2) アの工事においては、特別仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。また、(2) イの工事についても、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知受領後すみやかに、受注者に以下の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

〈記載例〉

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（綱矢板）	IV型	〇〇市

イ 受注者は、（２）アの工事にあつては当初契約締結後において、（２）イの工事にあつては監督職員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

ウ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（１）趣旨

被災三県で実施される工事については、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月9日付け23農振第2486号）により、「現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることとしているところであるが、今後の復興事業の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する費用等に変更があつた場合、設計変更により対応することとする。

（２）対象工事

ア 被災三県において、平成 24 年 7 月 7 日以降に、入札契約手続きを開始する
工事

イ 被災三県において、平成 24 年 7 月 6 日時点で、入札契約手続き中若しくは
契約中の工事

(3) 設計変更の対象項目

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成 5 年 2 月 22 日付け 5
構改D第 49 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農振第 2531 号）」（以
下「積算基準」という。）における下記ア～オの項目（以下「実績変更対象費」
という。）とする。

ア 第 5 の 1 の (7) のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『宿泊費』

イ 第 5 の 1 の (7) のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『借上費』

ウ 第 5 の 1 の (7) のウ「労務者の輸送に要する費用」

エ 第 5 の 2 の (1) のア「募集及び解散に要する費用」

オ 第 5 の 2 の (1) のウ「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

(4) 主な手続き

ア (2) アの工事の場合

① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事である
ことを記載し、周知するものとする。

〈記載例〉

本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」
の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土地改良事業
等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「被
災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（東北
農政局HP：

http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/pdf/tuika_hiyo.pdf 参照）に基
づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、
不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることか
ら、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当で
は適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ
て最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、
通勤等に要する費用

- ② 特別仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする。

〈記載例〉

第1条 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を

差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は予定価格に対する実績変更対象費の割合を掲示する。

④ 受注者は、当初契約締結後、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

イ （2）イの工事の場合

- ① 発注者は、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知の受領後すみやかに、ア②の内容について指示を行うとともに、予定価格に対する実績変更対象費の割合を掲示する。
- ② 受注者は、設計変更に関する試行の対象工事とする場合、発注者からの通知後すみやかに、①により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ③ ア⑤に同じ
- ④ ア⑥に同じ
- ⑤ ア⑦に同じ
- ⑥ ア⑧に同じ

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						